

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	(上屋)一般管理事業	会計名称	伊予港上屋特別会計			担当課	土木管理課								
		予算科目	1	款	1	項	1	目	事業番号	9200	所属長名	武智年哉			
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）										担当責任者名	宮崎栄司			
法令根拠等	港湾法、愛媛県港湾管理条例、伊予市港湾管理条例										実施期間	【開始】	平成	17	年度
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造											【終了】	平成		年度(予定)
	活力ある商業・工業の振興														
総合計画における本事業の役割	海上輸送に伴う企業等の原材料及び製品等の一時保管場所として上屋施設（倉庫）を提供することで、商工業、さらには地域経済の振興・発展に寄与する。														
事業の対象	上屋使用者					事業の目的	市営上屋施設（倉庫）の維持管理を適切かつ効率的に行う。								
事業の内容（整備内容）	3か月毎に上屋施設（倉庫）の使用許可申請を受け付け、使用許可書及び使用料の納付書を発送する。また、必要に応じて施設の維持修繕工事を実施する。					昨年度の課題に対する具体的な改善策	上屋施設（倉庫）の本来目的に支障のない範囲で目的外利用を認め、施設の有効利用に努めている。								

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
財源内訳	直接事業費	9,682	10,452	0	0	0	9,716	上屋上屋利用率	%	92	92	92	92
	国庫支出金		0	0	0	0	0						
	県支出金		0	0	0	0	0						
	地方債		0	0	0	0	0						
	その他	11,273	10,452	0	0	0	11,234						
一般財源		△ 1,591	0	0	0	0	△ 1,518						
職員の人工（にんく）数		0.20	0.20				0.20						
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017						
※ 直接事業費÷人件費		11,299	12,055				11,319						
主な実施主体		直接実施（嘱託職員1人を含む。）		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）									
向こう5年間の直接事業費の推移 （千円）						30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計		
						10,572	10,500	10,500	10,500	10,500	52,572		
成果指標	指標	上屋有料利用率＝有料利用部屋数／12部屋（上屋全体部屋数）	単位	⇒	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標	毎年度			
			%		目標	92	92	92	100				
	指標設定の考え方	有料利用率が100％に近づくほど、上屋施設の倉庫貸し出しとしての設置目的が達成される。			実績	92	92						
					指標で表せない効果								

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）			市庁舎及び図書館・文化ホールの改築に伴う市教育委員会の無料使用 1 室を含めると、満室である。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では 施策の目的を果たすことができない 。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点	毎年、収益の大半を一般会計に繰り入れるなど、黒字経営を維持している。			
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3							
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	3							
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、 事業継続の必要性は低い 。 施策推進への貢献は多大である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、 事業継続の必要性は低い 。 施策推進への貢献は多大である。	3							
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進につなげられていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3							
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、 効率的な手段の見直しが必要である 。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、 まだまだ事業費・人件費の削減余地がある 。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B					
			コスト効率	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、 まだまだ事業費・人件費の削減余地がある 。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							
		一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では 施策の目的を果たすことができない 。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 市営上屋の使用について適正かつ効率的に行う事業であるため、事業継続とする。		
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4						
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4						
	有効性		事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、 事業継続の必要性は低い 。 施策推進への貢献は多大である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、 事業継続の必要性は低い 。 施策推進への貢献は多大である。	4							
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進につなげられていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4							
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、 効率的な手段の見直しが必要である 。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、 まだまだ事業費・人件費の削減余地がある 。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B						
		コスト効率	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、 まだまだ事業費・人件費の削減余地がある 。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3								
		市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3								

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 3棟ある上屋施設は昭和42年から順次建設され50年以上の年数が経過している。海に面した場所であるため、鉄骨、スレート止め金具など塩害による腐食具合を心配する。まずは外観直接目視から始め、更なる専門的調査が必要であれば予算化し、暴風時にスレート等が飛ばないように施設管理を行う必要がある。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	二次判定の内容を踏まえ見直すこと。
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	